事 務 連 絡 平成 29 年 5 月 1 日

各都道府県衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局健康課

予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等ついて

予防接種に係る業務の運用につきましては、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

昨年1月から個人番号の利用及び希望者に対する個人番号カードの交付が開始されており、本年7月からは、情報連携が開始されます。

情報連携開始に向けては、「「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について(依頼)」(平成27年11月11日当課事務連絡)等で着実に準備を進めていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての運用ルール等を別紙にまとめました。

つきましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただけるよう、 貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区含む。)への周知をお願いします。

予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等

情報照会者及び情報提供者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第22条第1項の規定に基づく特定個人情報の提供を適切に行うための留意事項等については、平成29年2月20日府番第31号「『提供すべき情報の属する年度』に係る取扱い等について」(参考資料)(以下「内閣府通知」という。)において示されているところである。

内閣府通知では、同通知に定めるほか、必要な事項については、制度所管府省において適切な基準を設定することとされたところであり、本事務連絡において、予防接種分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等を示すこととする。

1 正本データ及び副本データの登録(更新)期限

地方公共団体向け中間サーバーへの副本データの登録については、通常、既存業務システムに格納する確定データ(以下「正本データ」という。)の登録後に行われる。

既存業務システムへの正本データの登録(更新)期限は、例えば決裁終了など当該個人のデータが確定した当日中とする。

また、中間サーバーへの副本データの登録期限は、原則<u>「正本データが確定又は登録</u> (更新) された日の翌々開庁日の業務開始前まで」とする。

中間サーバーへの副本データの登録について、やむを得ない事情により、番号利用法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受ける都度、中間サーバーに副本登録を行う場合の取扱いについては、現在内閣官房において検討中であり、別途周知される予定である。

2 情報連携開始時点の情報提供対象

「情報連携開始時点の情報提供対象」とは、平成29年7月の情報連携開始時点において、いつ時点の情報から提供対象とするのかを指すものであり、内閣府通知に従い、原則、「平成28年1月1日以降の特定個人情報」を提供対象とするものであるが、予防接種分野においては、「情報連携開始時点より5年前までさかのぼった予防接種記録」を提供対象とする。

ただし、個人番号の取得が困難である場合には、上記によらず、個人番号取得のための措置を講じ、取得した時点からの情報を提供することとする。また、この場合においても、各都道府県等は、平成29年7月の情報連携開始までに、個人番号との紐付け作業を完了させておくこと。

3 副本データとして保存すべき情報の年限

情報ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供者が提供すべき情報の属する年度は「5か年度」と定められる予定であるが、これを踏まえ、副本データとして保存すべき情報は、「5年」とする。

上記1~3をまとめると以下(表)のようになる。

【予防接種分野における特定個人情報の副本登録期限等 (表)】

	特定個人情報	副本登録 (更新) 期限	情報連携開始時 点の 情報提供対象	副本データとして保 存すべき情報の年限
84	予防接種法による予防 重の実施に関する情報	正本データが確定又 は登録(更新)され た日の翌々開庁日の 業務開始前まで	情報連携開始時点 より5年前までさ かのぼった予防接 種記録	5年分とする。 なお、5年を経過した 副本データについて は、中間サーバーの容 量制限や各団体の情 報管理規程等にもと づき、必要に応じ削除 対応を行う。

4 日本年金機構との情報連携について

番号利用法附則第3条の2第2項により、「平成29年11月30日までの間において政令で定める日」までの間においては、日本年金機構は情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者になれず、日本年金機構との情報連携はできないこととされている。当該政令公布後、総合運用テストのスケジュール等については改めて通知する予定である。

※資料の掲載場所

厚生労働省各制度所管部局からの事務連絡、参考資料等は、デジタル PMO の以下のページから参照可能である。

https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1525

以上